タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	臨港昭和交通株式会社 （法人番号７４３００ ０１０５４０５３） 代表者山澤巌雄	北海道苫小牧市元中野町４丁目１４番１４号	本社営業所	北海道苫小牧市元中野町４丁目１４番地１４号	R6.7.24	輸送施設の使用停止（３０日車）、文書警告及び文書勧告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項　他８件	令和５年５月１６日及び令和５年６月２１日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。９件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（３）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（５）指導要領制定義務違反（運輸規則第４０条第１項）、（６）整備管理者の選任（変更）の届出義務違反（運輸規則第４５条）、（７）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第４６条）、（８）事故の未報告（道路運送法第２９条）、（９）届出義務違反［休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更］（道路運送法施行規則第６６条第１項）	３	３
2	常呂ハイヤー有限会社 （法人番号４４６０３ ０２００４０７０） 代表者片山智喜	北海道北見市常呂町字常呂３２１番地	本社営業所	北海道北見市常呂町字常呂３２１番地	R6.7.24	輸送施設の使用停止（６０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項　他８件	令和６年２月６日及び令和６年２月１４日、長期未監査を端緒として監査を実施。９件の違反が認められた。（１）運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第４条第２項）、（２）疾病・疲労等のおそれのある乗務（運輸規則第２１条第５項）、（３）点呼の実施義務違反（運輸規則第２４条第１項、第２項）、（４）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（５）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（６）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（７）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（８）定期点検整備の実施義務違反（運輸規則第４５条第１号）、（９）運転者証の返納義務違反（タクシー業務適正化特別措置法第１６条第１項、第２項）	６	６
3	きん源貿易株式会社 ※きんは「金」３つ （法人番号３４３００ ０１０４９２３０） 代表者恩田陽子	北海道札幌市豊平区平岸３条５丁目１０番２５号	本社営業所	北海道札幌市豊平区平岸３条５丁目１０番２５号	R6.7.24	輸送施設の使用停止（４０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の３第１項　他７件	令和６年２月２６日、新規許可等を端緒として監査を実施。８件の違反が認められた。（１）運賃料金認可、運賃料金変更認可義務違反（道路運送法第９条の３第１項）、（２）点呼の記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（３）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（４）事故の記録義務違反（運輸規則第２６条の２）、（５）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）定期点検整備の実施義務違反（運輸規則第４５条第１号）、（７）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第４６条）、（８）運行管理者の講習受講義務違反（運輸規則第４８条の４第１項）	４	４
	以下余白									